

後期高齢者医療制度および神埼市国民健康保険の加入者の方
または他の医療保険の加入者の方へ

医療と介護サービスを利用して世帯の負担を軽減する

〈高額医療・高額介護合算療養費制度〉のお知らせ

◆高額医療・高額介護合算療養費制度とは？
医療と介護の両方のサービスを利用して世帯の負担を軽減するもので、世帯内の各医療保険の加入者の方が、1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給するものです。

◆支給要件・支給額は？
平成23年度については、世帯内の医療保険の加入者の方が、1年間(毎年8月～翌年7月)に支払った医療・介護保険の自己負担額が【別表】の基準額を超える場合にその超えた額を支給します。

◆支給額を計算する際は？
高額療養費や高額介護サービス費の支給を受けている場合は、それらを差引いた自己負担額で計算します。

◆申請手続きは？
支給の対象となる方には、12月中旬にお知らせします。お知らせが届いた場合、神埼市役所の医療担当窓口へ申請してください。

◆他の医療保険(協会けんぽ・健保組合・共済等の職場の保険)加入者の支給申請は？
加入されている医療保険者への申請となります。その際に介護保険の自己負担額証明書が必要ですので、まず証明書の交付申請を行ってください。(発行までに約1ヶ月かかります)

◆申請先
佐賀中部広域連合および各市町介護保険窓口
お問い合わせ先
佐賀中部広域連合 給付課
40-11134

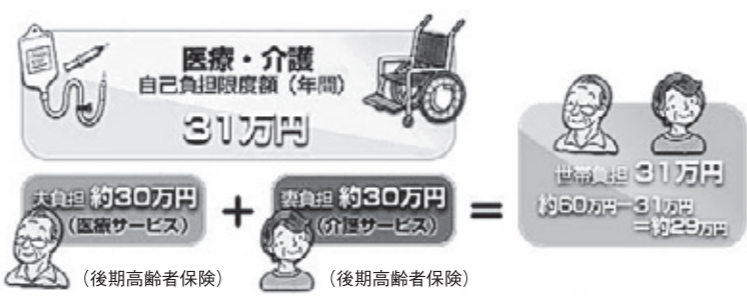
【別表】◆支給額を計算する際の基準額(自己負担限度額) ※平成22年8月から平成23年7月末までの分を合算します。

| 所得区分 | 後期高齢者医療+介護保険 | 国民健康保険+介護保険 | |
|-------------|--------------|-------------|-------|
| | 75歳以上 | 70～74歳 | 70歳未満 |
| 上位所得者 ※1 | — | — | 126万円 |
| 現役並み所得者 ※2 | 67万円 | 67万円 | — |
| 一般 | 56万円 | 56万円 | 67万円 |
| 世帯全員が市民税非課税 | 区分Ⅱ ※3 | 31万円 | 34万円 |
| | 区分Ⅰ ※4 | 19万円 | 19万円 |

・同世帯であっても、加入している医療保険が異なる場合は、別々に計算します。
・70歳未満の人は、1カ月に同一医療機関ごと、入院、通院ごと、診療科ごとに21,000円以上となった自己負担額のみ合算対象とします。
・食費、居住費、差額ベッド代などは合算対象となりません。
・算定された支給額が500円以下の場合、支給対象となりません。



支給例(75歳以上【別表】の所得区分Ⅱに該当する場合)



※申請により差額の約29万円が支給されることとなります。

※1 国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯
※2 国民健康保険(70歳以上)、後期高齢者医療制度加入者で、医療費の負担割合が3割の方
※3 世帯全員が市民税非課税の方(区分Ⅰ以外の方)
※4 世帯全員が市民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金所得は控除額80万円)を差し引いたときに0円になる方

◎受付・問い合わせ先
医療保険(国民健康保険・後期高齢者医療保険)について
神埼市役所 市民課 ☎37-0115
神埼市役所 高齢障害課 ☎37-0111
佐賀中部広域連合 給付課 ☎40-11134

DV防止講演会 in 神崎市

DV・児童虐待
子どもの影響と回復について
～加害者にも、被害者にも
しないために～

子どもの心の声が聞こえますか。その声は“さみしい”と言っていないか。
子どもの気持ちに寄り添い、また言葉にしてもらうために私たち大人は何をすればいいのか、考えてみませんか。

●とき 平成24年1月15日(日)
午後1時から3時まで
●ところ 神崎市中央公民館
第1研修室

●講師
特定非営利活動法人
湘南DVサポートセンター
瀧田 信之 理事長

●対象 どなたでも
●定員 100人(定員になり次第、締切)
※一時保育を希望される方は、1月6日(金)までにお申し込みください。

◎申込・問い合わせ先
佐賀県DV総合対策センター
☎28-1492

入場無料

登記・遺言・借金整理

◆もしかしたら、利息の払いすぎになっていませんか？

消費者金融や信販会社からお金を借りていらっしゃる方で、18%を超えるような利息(元本が10万～100万円の場合。元本が10万円未満なら20%、100万円以上なら15%。)で支払いを続けてこられた方！もしかしたら、利息の払いすぎとなっている可能性があります。！払いすぎた利息があれば、その返還を求めることも可能です。お心当たりの方がございましたら、当法人までお気軽にご相談くださいませ！◆上記以外にも様々な業務を取り扱っております！◆

司法書士法人 州都綜合法務事務所
 〒841-0036 鳥栖市秋葉町三丁目18番地6
 ☎0120-790-481

第2・第4土曜は9時～17時までご相談OK！
 駐車場有

和田記念病院 (内科・消化器内科・通所介護)
佐賀県神埼市神埼町尾崎 3780 ☎0952-52-5521 FAX 0952-53-5567

介護老人保健施設うぶすな (入所・短期入所・通所リハビリテーション)
うぶすな居宅介護サービス
佐賀県神埼市神埼町永歌 1021 ☎0952-52-8990 FAX 0952-52-3290

和田医院 (内科・胃腸科内科・小児科)
佐賀県神埼市神埼町神埼 293 番地 ☎0952-52-2021 FAX 0952-53-3993

ごんどう耳鼻咽喉科 (耳鼻咽喉科・アレルギー科)
佐賀県神埼市神埼町田道ヶ里 2226-1 ☎0952-55-7001 FAX 0952-55-7002

医療法人 久和会
理事長 和田 達郎

進めよう！男女共同参画

男女共同参画推進ネットワークより

私たちが一歩踏み出すために
女性のための

政策参画セミナー開催



神崎市では、佐賀県男女共同参画センター「アバンセ」の主催で、女性のための政策参画セミナーが開催され、男女共同参画推進ネットワークも協力団体として参加してきました。

10月29日の4回目の講座では「これからの神崎市まちづくり」をテーマに、市の政策や課題を学びました。

「私の一歩が地域を変える」というサブタイトルのもと、これまでの4回の講座で様々な話を聴く中で、子育てや介護のこと、社会への関わり方、市の政策などについて、自分なりの思いを見出すことが多くあったと思います。今度は、その意見を行政に発信することを考えてみてはどうでしょうか。市には政策決定のための様々な審議会などがあります。その中では、世代や性別にとられない幅広い意見が求められています。自分には関係のないことと思わずに、参加して少しずつでも意見を出してみることで、その一歩を踏み出すことにより住みよいまちに変えていくことにつながるのではないかと思います。

ことばの知識 ポジティブ・アクション

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること（男女共同参画社会基本法より）

男性の料理教室

家事するあなたはカッコイイ！

毎年好評の料理教室を行います。ぜひご参加ください。

- ・とき
平成24年1月28日(土)
午前10時から午後0時半まで
- ・ところ 神崎市中央公民館
- ・募集人数 30人
- ・参加費 300円（主に材料費）
- ・募集締切日 1月15日(日)
- ・持参するもの
エプロン、タオルなど
- ・講師
神崎市食生活改善推進協議会
山口好子さん 他
- ・主催
神崎市男女共同参画推進ネットワーク
神崎市

◎申込・問い合わせ先

山邊 ☎59-2844
松本 ☎53-4521
佐藤 ☎44-2925
神崎市役所 市長公室
☎37-0088



水質浄化泥だんごを投入

10月2日のトヨタ紡織九州(株)のフェスティバルの際に、来場者の皆さんにキトサン・微生物と土・米ぬかで作ってもらった泥だんごが、3週間で菌が増殖し完成しました(写真左)。

10月25日に千代田東部少年野球部の皆さんが東部小学校横水路に投入しました(写真右)。

この泥だんごは市内の試験池で水質浄化の効果が確認できている。保健環境課では来年度は多くの地区で取り組みを行いたいと考えています。

◎問い合わせ先

神崎市役所 保健環境課
☎37-0112



▲泥だんご



ぶぶんテレビ ぶぶんテレビはご自宅の固定電話も節約応援!

え

PHONE ケーブルプラス電話
固定電話基本料

お家の電話が

0952-52-XXXX
電話番号
そのまま

実質
630円(税込)で
使えます!
別途通話料が必要です。

TV ぶぶんテレビ
地デジプラン 1,470円(税込)

アンテナ不要で、地上波はもちろん、ぶぶんテレビ独自のチャンネルで神崎市の広報番組・データ放送などの地域情報がご覧いただけます。

毎月のお支払いは **2,100円(税込)/月**

※表記の金額は、当社の地デジプランを同時にご利用いただいた時の新セット割を適用した固定電話の基本料金になります。

東日本大震災佐賀県被災者受入支援「佐賀きずなプロジェクト」 支援メニュー見直しのお知らせ

東日本大震災被災者の方々に県内市町に避難していた
だく県の支援事業「佐賀きずなプロジェクト」は、今年
3月から事業を開始し、県内には、累計180世帯469人（11
月1日現在、122世帯314人）の方々を、神埼市内では累
計4世帯8人（11月1日現在、3世帯5人）の方々を受
入れ支援してきました。

被災地では、10月末時点で応急仮設住宅がほぼ完成し、
避難所の閉鎖が進んでいます。また、被災地自治体から
も応援要請の終了の連絡が支援本部宛て届いているとこ
ろです。

このような状況から、県では11月1日の新規受入者か
ら「佐賀きずなプロジェクト」の支援メニューを一部見
直すことになりました。市民の皆様から被災地及び被災
者の支援にご理解とご支援をいただき、厚くお礼申し上
げます。

変更内容（10月31日終了メニュー）

- 避難・帰郷経費の支給
- 家電品の貸与（新規購入）
- 日用品の支給
- 受入見舞金の給付（県社協）

今後も継続されるメニュー

- 公的住宅の紹介（雇用促進住宅等）
- 家電製品の貸与
（帰郷者の返却分在庫のみ）
- 就学・就労等支援
- 受入済の方への帰郷旅費の支給

◎問い合わせ先

神埼市役所 市長公室 ☎37-0102

利殖商法の二次被害にご注意！

未公開株、社債、海外先物な
どの取引に関する利殖商法の
被害に遭われた方をターゲット
に、被害回復をうたい、新たな
契約を結ぼうとする二次被害に
かかる相談が寄せられていま
す。

相談事例

数年前、海外先物取引の勧誘
を受け、約300万円の投資を
した。その後、業者とは連絡も
とれず、儲けるどころか逆に損
をし、投資金も返ってくるこ
とはなかった。

最近、この業者の元社員を名
乗る男性から電話がかかり、「業
者が裁判に負け、賠償命令が出
た。あなたにもお金を返せるの
で手続きしてほしい」と言われ、
返金手続きをしている団体の電
話番号を教えられた。

この団体に連絡したところ
「ただ返金する訳にはいかない
ので、一部上場企業に50万円
を投資した形にして、あなたが
数年前に投資した約300万円
を配当として返金する。その後、
50万円も返金する」と言われ、
申し込み書面とパンフレットが
届いた。

更に、弁護士を名乗る人物か
ら電話がかかり、返金手続き団
体のことを説明したら「その会
社に任せておけば大丈夫」と言
われ、逆に不審に思った。

アドバイス

複数の者が入れ替わり電話を
かけてきて、それぞれの役割を
演じながら、言葉巧みに消費者
を引き込む「劇場型」の勧誘や、
金融庁や消費者庁、消費生活セ
ンターなどの公的機関を装い電
話をかけてくる「公的機関装
い型」の勧誘の手口も確認され
ており、巧妙化しています。

被害者の名簿が出回っている
可能性があります。話を安易
に信じないで、きっぱりと断
りましょう。

被害を回復してくれるとこ
ろか、更に拡大するだけです。
絶対に、話に乗ってはいけま
せん。

不審な点があれば、早めに
消費生活センターへ相談しま
しょう！

◎問い合わせ先

神埼市役所 商工観光課
☎37-0107

有料広告

テレビ+固定電話 値下げしました。

毎月のお支払いは

2,100円/月

別送通話料が必要です。

初期費用（テレビ1台+電話）

| | |
|-------|-------------|
| 加入金 | 9,450円（税込） |
| 基本工事費 | 10,500円（税込） |

1 2012年 12月末日 まで

19,950円

今の電話に数百円プラスすれば地デジプランとケーブルプラス電話がご利用いただけます。

お申し込み先

ぶぶんテレビ 0120-55-3734

フリーコール
携帯電話・PHSからもご利用できます。（市外局番「0952」以外からのご利用はできません）

●受付時間 [祝日はお休みです。]
月曜日～金曜日 / 9:30～18:30
土曜日（第2・4） / 9:30～15:30
上記時間以外は時間外受付センターに転送されます。

ぶぶんテレビは、神埼市、佐賀市、小城市、吉野ヶ里町、佐賀県内の企業により設立された第三セクター企業です。

有料広告